

建築基準法改正に基づく定期報告対象建築物等

表1

【建築物】

| 対象用途  | 定期報告対象建築物   |                                      | (参考) 従前の定期報告対象建築物                             |
|---|---|--------------------------------------|---|
|   | 国指定 ※1  | 市指定                                  | 従前の市指定  |
| 劇場、映画館又は演芸場   | ①3階以上の階にあるもの<br>②客席の用途床面積 200㎡以上<br>③主階が1階にないもの<br>④地階にあるもの | 客席の床面積 300㎡超<br>(国指定を除く)             | 客席の床面積 300㎡超                                  |
| 観覧場、公会堂又は集会場  | ①3階以上の階にあるもの<br>②客席の用途床面積 200㎡以上<br>③地階にあるもの                |                                      |   |
| 病院、有床診療所  | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 300㎡以上<br>③地階にあるもの                  | 床面積 500㎡超<br>(国指定を除く)                | 床面積 500㎡超                                     |
| 児童福祉施設等   | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 300㎡以上<br>③地階にあるもの<br>※2            |                                      |   |
| 旅館、ホテル  | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 300㎡以上<br>③地階にあるもの                  | 床面積 500㎡超<br>(国指定を除く)                | ①床面積 500㎡超<br>②避難階以外の床面積 300㎡超                |
| 共同住宅、寄宿舎又は下宿  | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 300㎡以上<br>③地階にあるもの<br>※2            | —                                    | 地階を除く階数5以上かつ<br>床面積 500㎡超                     |
| 学校(付属する体育館を含む)  | —   | ①3階以上の階(100㎡超)<br>②床面積 2,000㎡超       | 床面積 1,000㎡超                                   |
| 体育館、ポーリング場、スキー場、<br>スケート場、水泳場、スポーツの練習場                  | ①3階以上の階にあるもの<br>②床面積 2,000㎡以上                               | 床面積 2,000㎡超<br>(国指定を除く)              | 床面積 2,000㎡超                                   |
| 博物館、美術館、図書館   | ①3階以上の階にあるもの<br>②床面積 2,000㎡以上                               | —                                    | —   |
| 百貨店、マーケット、展示場、物品<br>販売業を営む店舗                            | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 500㎡以上<br>③床面積 3,000㎡以上<br>④地階にあるもの | 床面積 1,500㎡超<br>(国指定を除く)              | 床面積 1,500㎡超                                   |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、<br>バー、ダンスホール、遊技場、公衆<br>浴場、待合、料理店、飲食店 | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の床面積 500㎡以上<br>③床面積 3,000㎡以上<br>④地階にあるもの | 床面積 500㎡超<br>※カフェー、待合を除く<br>(国指定を除く) | ①床面積 500㎡超<br>②避難階以外の床面積 300㎡超<br>※カフェー、待合を除く |
| 事務所   | —   | 地階除く階数5以上かつ<br>3階以上の床面積 1,000㎡超      | 地階除く階数5以上かつ<br>3階以上の床面積 1,000㎡超               |

※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの 又は 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る

【建築設備等】

| 対象用途       | 定期報告対象建築設備等  |   | (参考) 従前の定期報告対象建築物  |
|------------|--|---|--|
|            | 国指定  | 市指定   | 従前の市指定   |
| 昇降機        | 令129条の3第1項各号該当<br>①エレベーター<br>②エスカレーター<br>③小荷物専用昇降機<br><br>※指定から除くもの<br>①住戸内昇降機<br>②テーブルタイプの小荷物専用昇降機<br>③労働安全衛生法第40条第1項の検査証交付済み昇降機    | —   | ①エレベーター<br>②エスカレーター<br>③小荷物専用昇降機<br><br>※指定から除くもの<br>①クレーン等安全規則の適用を受けるもの<br>②一戸建等の個人住宅に設置されたもの |
| 昇降機以外の建築設備 | —  | 国及び市指定の定期報告対象建築物に設置された<br>①機械換気設備<br>②機械排煙設備<br>③非常用の照明装置<br>(バッテリー内蔵型を除く)        | 定期報告対象建築物に設置された<br>①機械換気設備<br>②機械排煙設備<br>③非常用の照明装置<br>(バッテリー内蔵型を除く)                            |
| 防火設備       | ①国指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備<br>②病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途(床面積 200㎡以上)の防火設備(①を除く)<br><br>※指定から除くもの<br>①常時閉鎖式の防火設備<br>②防火ダンパー<br>③外壁開口部の防火設備 | 市指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備<br><br>※指定から除くもの<br>①常時閉鎖式の防火設備<br>②防火ダンパー<br>③外壁開口部の防火設備 | —  |
| 準用工作物      | 令138条第2項各号該当<br>①観光用エレベーター<br>②遊戯施設  | —   | 令138条第2項各号該当<br>①観光用エレベーター<br>②遊戯施設  |